



第2次郡上市

男女共同参画プラン



ひと ひと
女と男がともに
いきいきと
暮らせる社会

平成27年3月
郡上市

はじめに

女性の活躍が成長戦略の中核に位置付けられ、すべての女性が輝く社会の実現に向けた取り組みが様々な分野で展開されつつあります。「すべての女性が輝く社会」とは、各々の希望に応じ、女性が職場、家庭や地域においても、個性と能力を十分に発揮し、輝くことができる社会であります。女性の活躍の場の拡大やワークライフバランスの問題は、女性や働き盛りの家族から成る世帯だけの問題ではありません。女性も男性も、若いも若きも、一人ひとりがその持てる力を出し合って地域を支え、家庭を支え、自分自身を支えていかなければなりません。特に、人口減少社会の急激な進行による社会構造が変化する時代に求められるのが、男女共同参画の実現によるすべての人にとって暮らしやすい社会をつくることです。

郡上市は平成 22 年 3 月に「郡上市男女共同参画プラン」を策定し、女性も男性も、人間として、一人ひとりがお互いに尊重し合い、責任を分かち合いながら、その個性と能力を十二分に発揮することができる郡上市の実現を目指して、男女共同参画に関する施策を進めてまいりました。このプランに基づき、毎年市民を対象として男女共同参画フォーラム「ともいきフェア」を開催するなど、男女共同参画に関する市民の皆さんの意識の高揚に努めてまいりましたが、引き続き男女共同参画社会についての正しい理解と一層の認知を目指し、広報及び講座等の幅広い情報提供を通して、継続的な意識啓発と施策の推進に向けて取り組んでまいります。

昨年の 3 月には、郡上市住民自治基本条例が施行され、その精神に則り、「市民が主人公のまちづくり」を進めています。今回の「第 2 次郡上市男女共同参画プラン」では、郡上市が行うべき施策の方向と、市民の皆さんが自ら取り組むことを明示することで、行政と市民が責務を果す市民協働の理念を持った参画プランといたしました。男女共同参画社会を実現するためには、市民の皆さんのご理解とご協力が何よりも大切であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

また、この参画プラン策定に当たり、熱心にご議論いただきました郡上市男女共同参画プラン策定会議の委員の皆様をはじめ、意識調査等にご協力くださいました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 27 年 3 月

郡上市長 日置敏明

目 次

第1章 プラン策定にあたって

1	プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	プラン策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	プランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2

第2章 郡上市の現状と市民意識

1	郡上市の人口・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	郡上市の女性労働力状況・・・・・・・・・・	5
3	郡上市の男女共同参画に関する市民意識	6

第3章 プランの基本的な考え方

1	プランの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	16
2	プランの体系・・・・・・・・・・・・・・・・	17
3	施策の方向と取り組み・・・・・・・・・・	17

第4章 プランの内容

I	男女共同参画意識の醸成・・・・・・・・・・	19
(1)	家庭からはじめよう・・・・・・・・・・	20
(2)	職場、学校における意識と関心づくり	21
(3)	市民が主役の地域づくり、意識づくり	22
II	男女共同参画のあらゆる取り組み	23
(1)	ともに担い、いきいきと生活できる家庭の実現	24
(2)	ともに学び、いきいきと働ける社会の実現	25
(3)	ともに参画し、いきいきと活躍できる地域の実現	26
III	配偶者等からの暴力根絶【郡上市DV防止基本計画】	27
(1)	暴力のない地域づくり・・・・・・・・・・	28
(2)	人権を大切にする教育・・・・・・・・・・	29
(3)	相談しやすい体制づくり・・・・・・・・	30

第5章 指標

1	目標数値・・・・・・・・・・・・・・・・	32
---	----------------------	----

第6章 男女共同参画を推進するための体制

1	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	33
---	----------------------	----

資料編	・・・・・・・・・・・・・・・・	34
-----	------------------	----



第1章 プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨

郡上市では、平成21年（2009年）度に「～女と男がともにいきいきと暮らせる社会に向けて～郡上市男女共同参画プラン」（以下「第1次参画プラン」という。）を策定し、女性も男性も、人間として、一人ひとりがお互いを尊重し合い、責任をわちあいながら、その個性と能力を十二分に発揮することができる郡上市の実現を目指して、男女共同参画に関する施策を進めてきました。

男女共同参画社会を実現するためには、女性の社会参画を進めると同時に、男性にとっても大切な視点であることを認識しなければなりません。そのためにも、男女共同参画について正しく理解されることが重要です。

今回、平成26年（2014年）度末で第1次参画プランの計画期間が終了することから、基本理念を継承しつつ、これまで取り組んできた施策の進捗状況や新たな課題、平成26年（2014年）9月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果を踏まえ「第2次郡上市男女共同参画プラン」（以下「第2次参画プラン」という。）を策定しました。

2. プラン策定の背景

男女共同参画社会の実現を図るため、国は平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定しました。この基本法に男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げ、国、地方公共団体及び国民それぞれが果たすべき役割を定めるとともに、具体的な取り組みに向けた「男女共同参画基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定しました。現行の国基本計画は平成22年（2010年）度に策定された平成32年（2020年）度までの基本的な方針と、平成27年（2015年）度末までに実施する具体的な施策をまとめた「第3次男女共同参画基本計画」に基づいて取り組みが行われています。

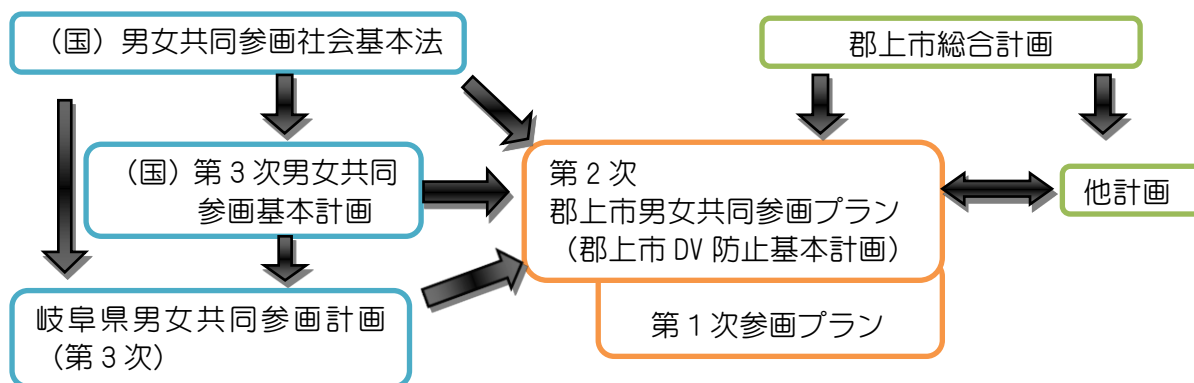
基本法第9条では、男女共同参画社会形成に向けた取り組みを進めることは、地方公共団体の責務となっています。また基本法第14条では、都道府県は、国基本計画を勘案して当該都道府県の区域における「都道府県男女共同参画計画」（以下「都道府県計画」という。）を定めることとされ、岐阜県は平成15年（2003年）度に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、平成16年（2004年）度に「岐阜県男女共同参画計画」（以下「県計画」という。）を策定しました。現行の県計画は、平成26年（2014年）度から5年間を計画期間とする「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」に基づいて取り組みが行われています。

また、都道府県と同じく、市町村も国基本計画及び都道府県計画を勘案して、当該市町村の区域における「市町村男女共同参画計画」を定めるよう努めることが規定されています。

郡上市では、平成22年（2010年）度に計画期間を5年間とする第1次参画プランを策定以降、第1次参画プランに掲げた事業や男女共同参画に関する施策に取り組むとともに、平成23年（2011年）度に策定した「郡上市総合計画 後期基本計画」の中でも男女共同参画の推進を掲げました。

3. プランの位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第9条並びに第14条第3項に基づく計画。
- 国の「第3次男女共同参画基本計画」、県の「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」を踏まえるとともに、「郡上市総合計画」を上位計画として、関連計画との整合性を図りながら策定。
- 「第1次郡上市男女共同参画プラン」に続くものとして、前プランの課題を反映。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の第2条の3第3項に基づく、郡上市におけるDV防止基本計画としての位置付け。



4. プランの期間

計画期間は、平成27年（2015年）度から平成31年（2019年）度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等により計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直します。



第2章 郡上市の現状と市民意識

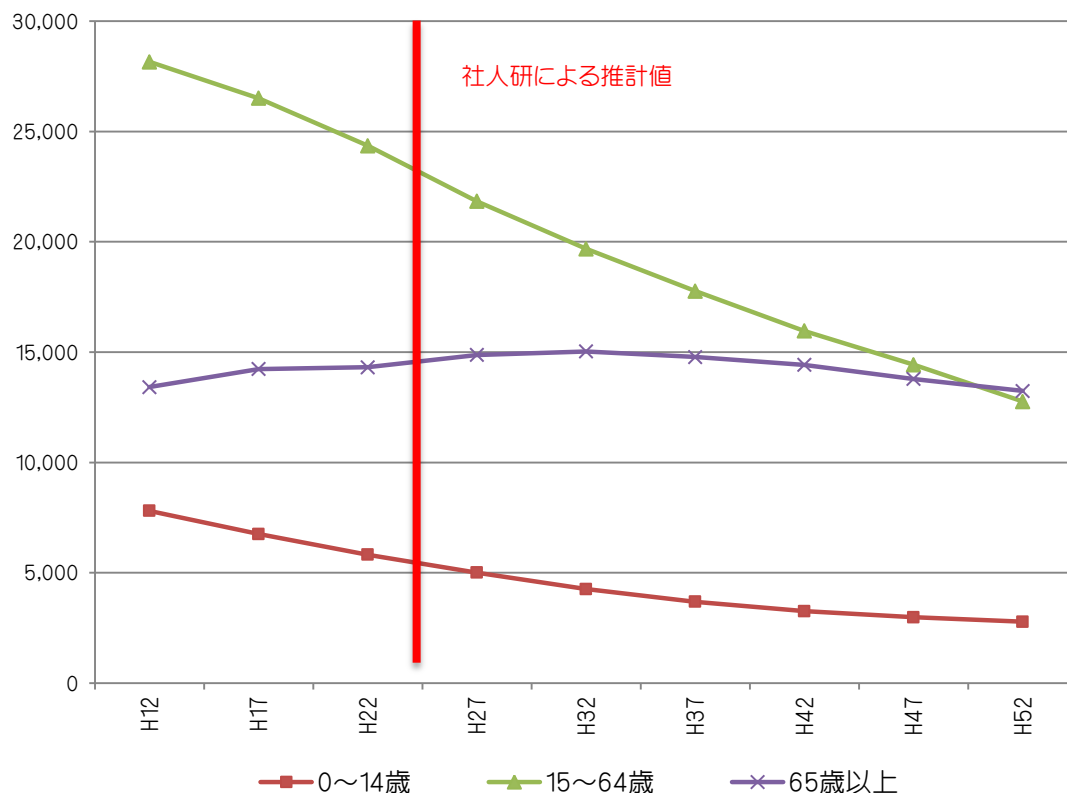
1. 郡上市の人口

郡上市は、平成22年（2010年）の国勢調査による人口が44,491人でした。人口動態調査※1による推計人口は、平成26年10月1日現在で42,315人となっており、減少が続いています。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成52年（2040年）には、郡上市の人口は28,787人とされ、15歳から64歳の人口（生産年齢人口）の割合は44.3%、65歳以上の人口の割合は46.0%と、生産年齢人口比率が65歳以上人口比率より低くなると推計されています。引き続き、人口減少社会、高齢社会に対応した、家族のあり方、地域社会のあり方、働き方などを考える必要があります。

※1 人口動態調査による推計人口とは・・・国勢調査結果を基礎として、毎月の出生・死亡・転入・転出を加減して算出された推計値による人口数

【図表-1】年齢3区分人口の推移（郡上市）（単位：人）



出典：「国勢調査（平成22年調査）」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計

第2次郡上市男女共同参画プラン
第2章 郡上市の現状と市民意識

【合計特殊出生率】

郡上市の合計特殊出生率※2は、平成22年（2010年）に一旦低下したものの、全国及び県よりも高い数値で推移しています。

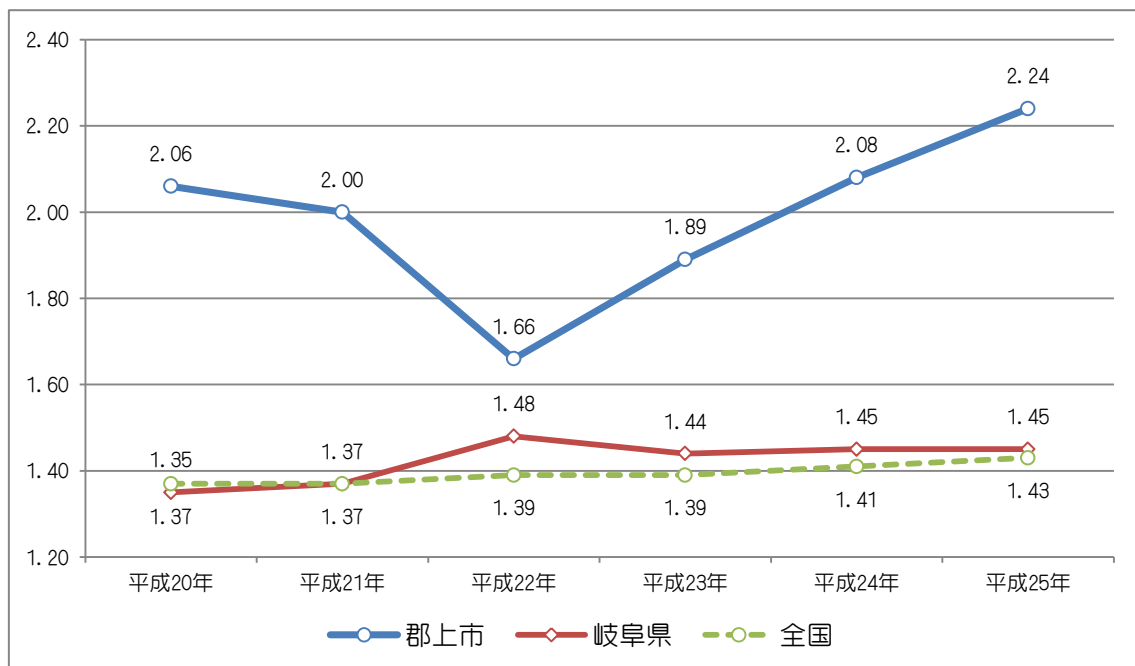
しかし、年間300人以上で推移していた郡上市の出生数が、平成26年度には300人を下回る状況となり、生産年齢人口※3並びに年少人口※4がともに漸減していることから、子育て支援や少子化対策の視点からも男女共同参画を進める必要があります。

※2 合計特殊出生率とは・・・15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計して算出されるもので、1人の女性が一生に産むと推定される子どもの数。

※3 生産年齢人口とは・・・15歳以上64歳までの人口

※4 年少人口とは・・・・・・0歳から14歳までの人口

【図表-2】合計特殊出生率の推移



出典：関保健所「中濃地域の公衆衛生」

【図表-3】出生数の推移

(単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	343	315	301	315	309	326

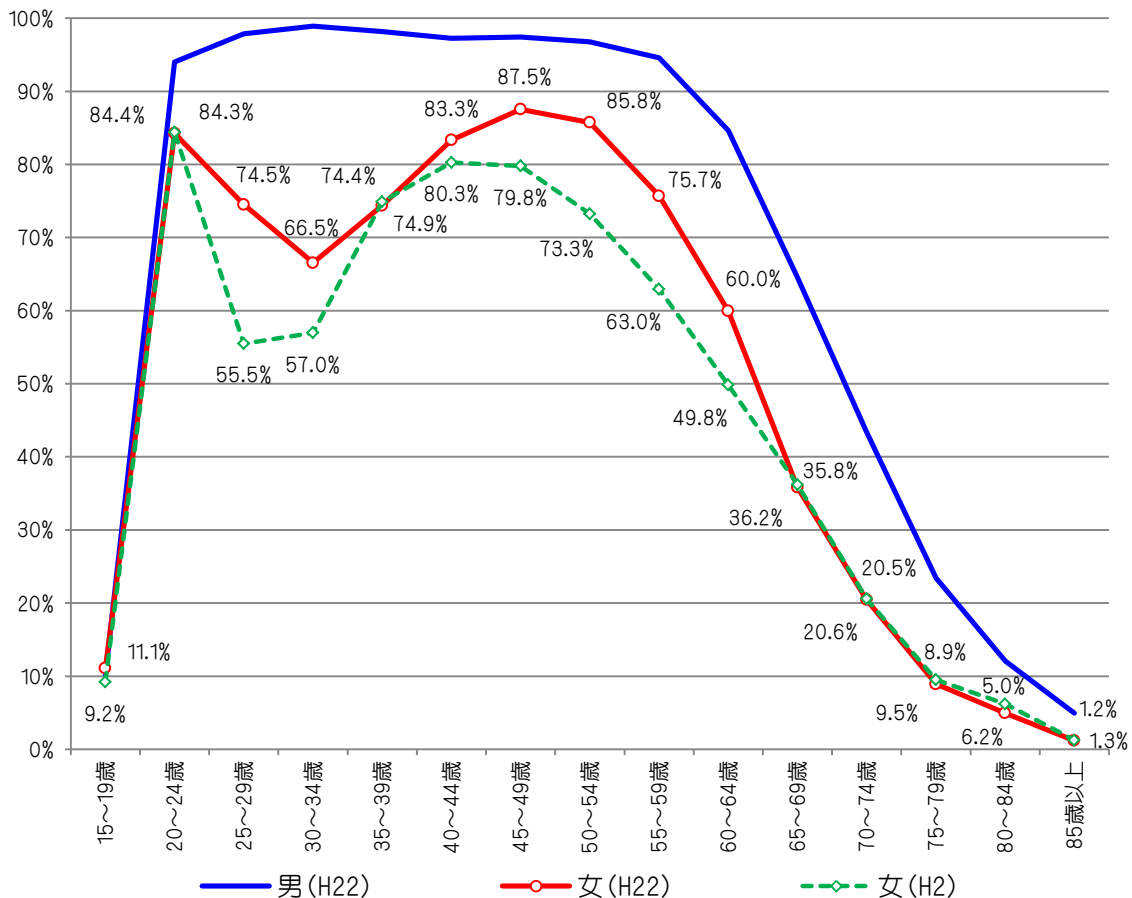
出典：関保健所「中濃地域の公衆衛生」

2. 郡上市の女性労働力状況

郡上市の性別・年齢別労働力率表によると、男性は20歳から60歳までほぼ一定の割合を保っているのに対し、女性は一旦落ち込む「M字カーブ※5」を描いており、結婚や出産・育児により就業を中断している現状がうかがえます。また、平成2年（1990年）と平成22年（2010年）を比較すると谷間となっている年齢階層が25～29歳から、30～35歳へと移動していることから、晩婚化・晩産化の影響が考えられます。

※5 M字カーブとは・・・日本人女性の年齢階級別の労働力率（15歳以上人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合）をグラフに表すと、学校卒業後20歳代でピークに達し、その後、30歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットの「M」のかたちに似た曲線を描く傾向が見られることから、このグラフの形態を表しており、日本人女性の就業状況の特徴を表す用語としても定着しています。

【図表-4】性別・年齢別労働力率



出典：「国勢調査（平成22年調査）」

3. 郡上市の男女共同参画に関する市民意識

郡上市では、平成26年(2014年)9月に、市内に居住する20歳以上の男女各1,000人を対象に市民意識調査を実施し903人(回収率45.2%)の市民から回答を得ることができました。この結果、市民の男女共同参画に関する意識については、次の通りです。

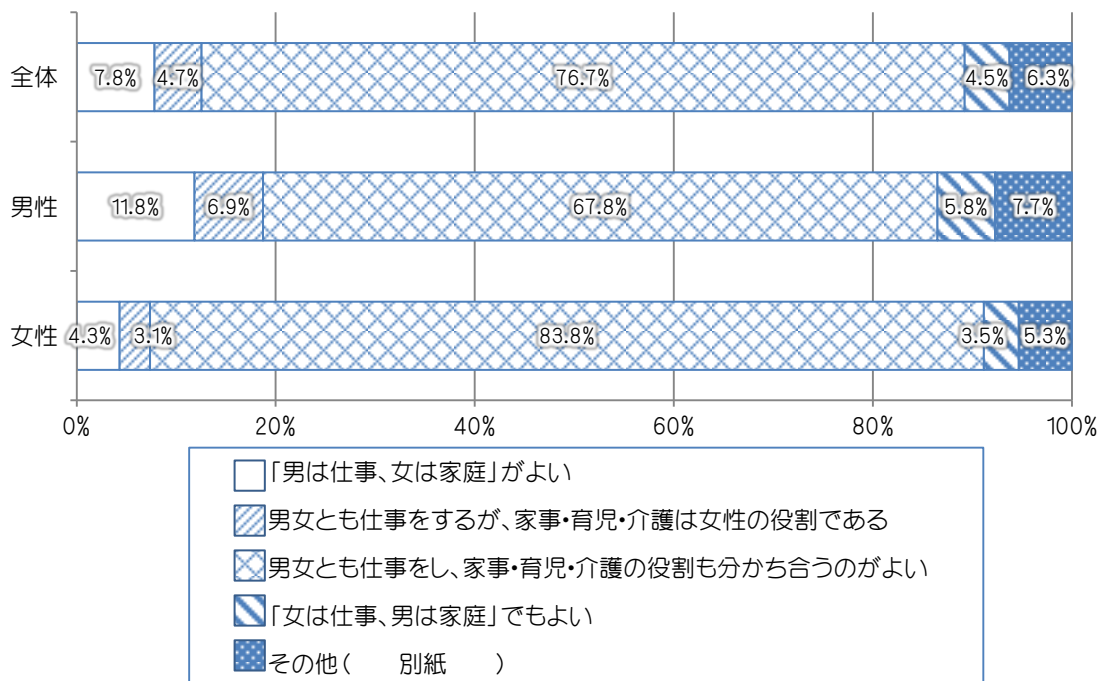
【男女共同参画に対する意識】

性別による固定的な役割分担意識については、「男は仕事、女は家庭がよい」と「男女とも仕事をするが、家事・育児・介護は女性の役割である」を合わせると、男性は18.7%、女性は7.4%が回答しており、男女意識の差がわかります。

世代別にみると「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」は共通して最も高くなっていますが、どの世代も男性より女性の方が多く回答しています。

また、20～30歳代の男女の意識には大きな差が見られないものの、40歳代以上では男女の意識の差が大きいことがわかります。

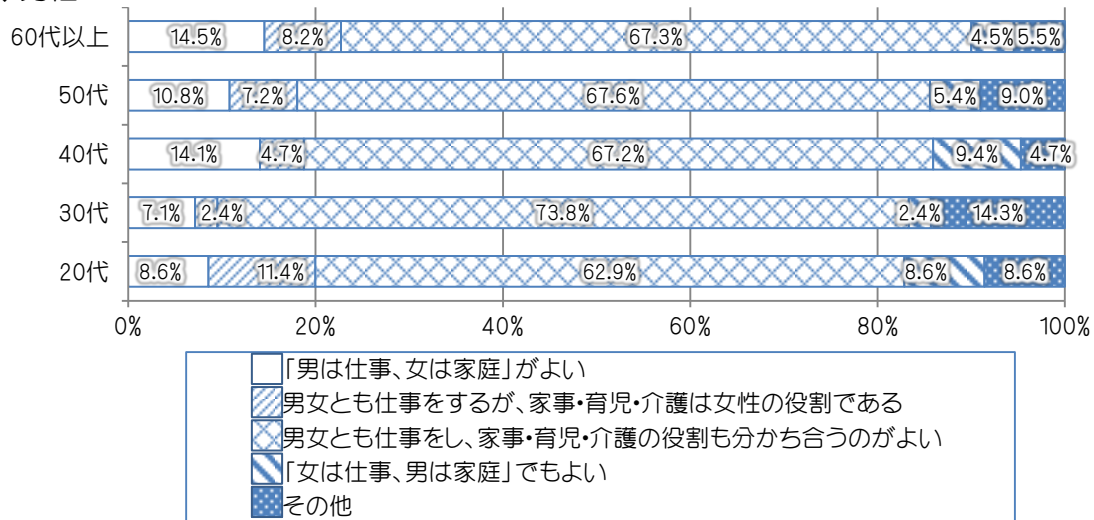
【図表-5】男女の役割分担の考え



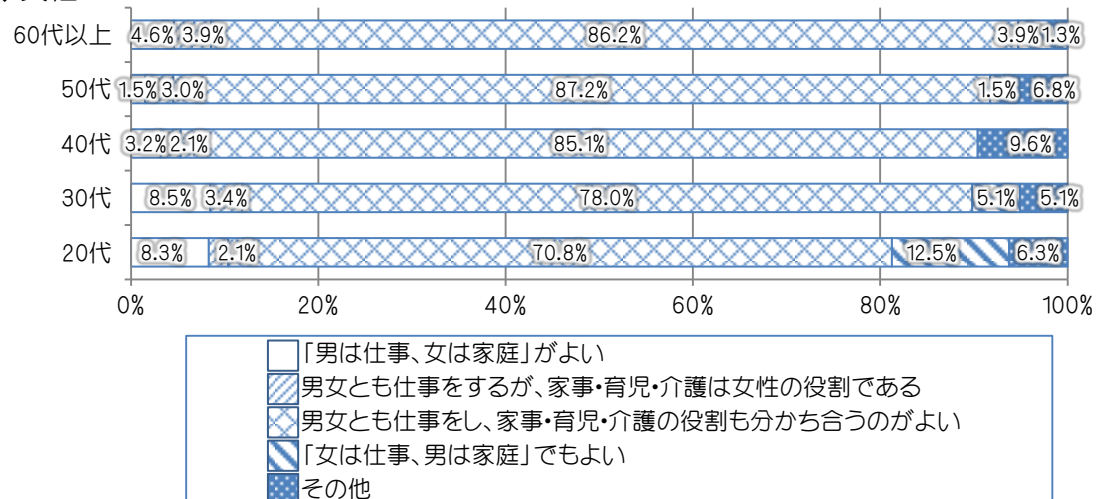
出典：郡上市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年9月実施)」

第2次郡上市男女共同参画プラン
第2章 郡上市の現状と市民意識

◆男性



◆女性



出典：郡上市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年9月実施)」

【男女の地位の平等】

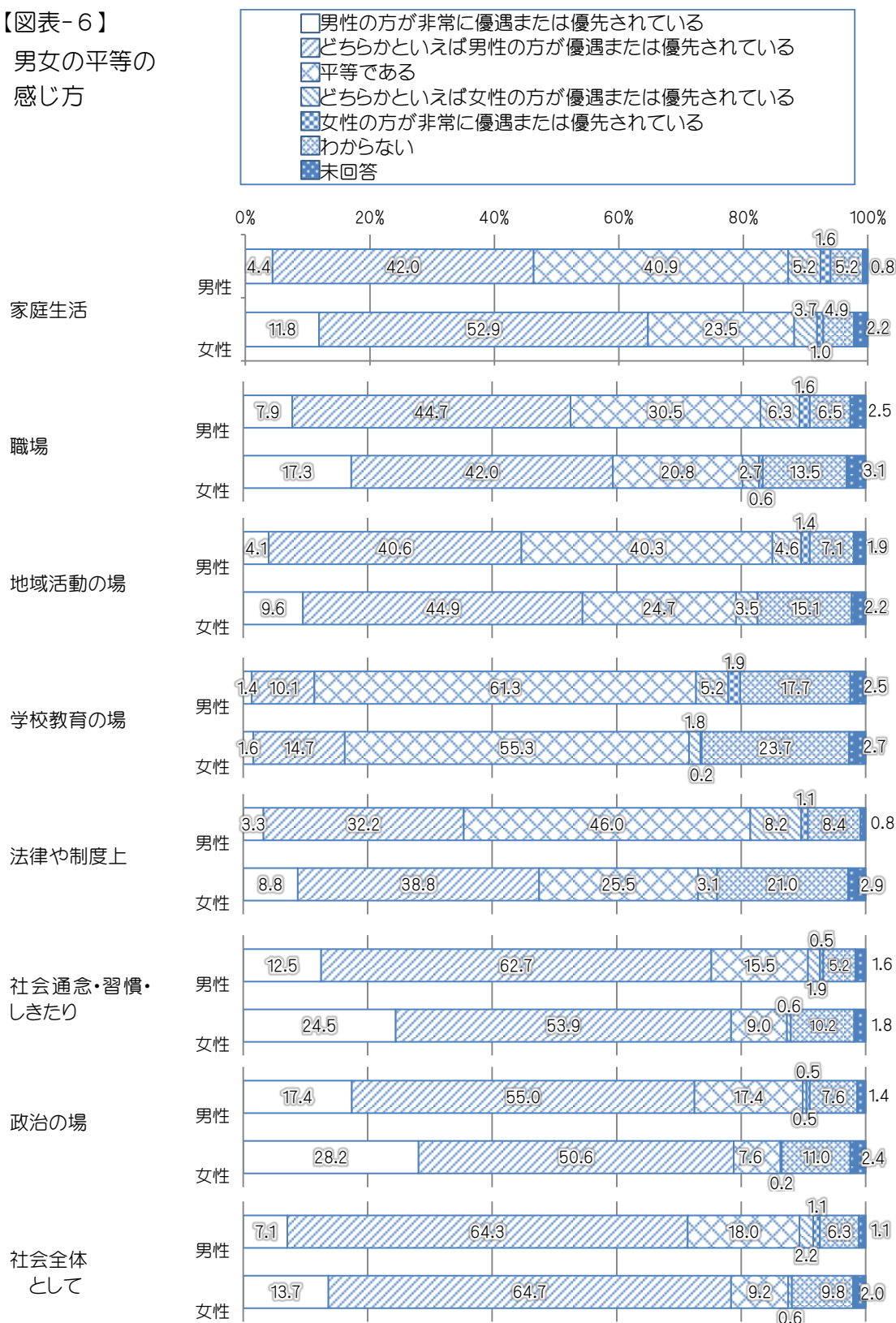
男女の地位の平等感については、「学校教育の場」で男女ともに「平等である」という回答が一番多くなっているのに対し、「社会通念・習慣・しきたり」「政治の場」「社会全体」では、男女ともに7割以上が「男性の方が、非常に優遇または優先されている」もしくは「どちらかといえば男性の方が優遇または優先」と回答しています。

男女別でみると、男性は「家庭生活」「地域活動の場」では、「平等である」もしくは「どちらかといえば男性の方が優遇または優先されている」と回答した割合がほぼ同じで、「法律や制度上」も「平等である」と回答している割合が一番多くなっているのに対し、女性は「学校教育の場」以外すべての分野において「どちらかといえば男性の方が優遇または優先されている」と回答しており、様々な場面で、男女平等と感じていないと考えられます。

第2次郡上市男女共同参画プラン
第2章 郡上市の現状と市民意識

市民の生活に身近な「家庭生活」「職場」「地域活動の場」といった分野で、男女平等の実感が高まるよう、啓発や情報提供、環境整備を進めていく必要があります。

【図表-6】
男女の平等の
感じ方



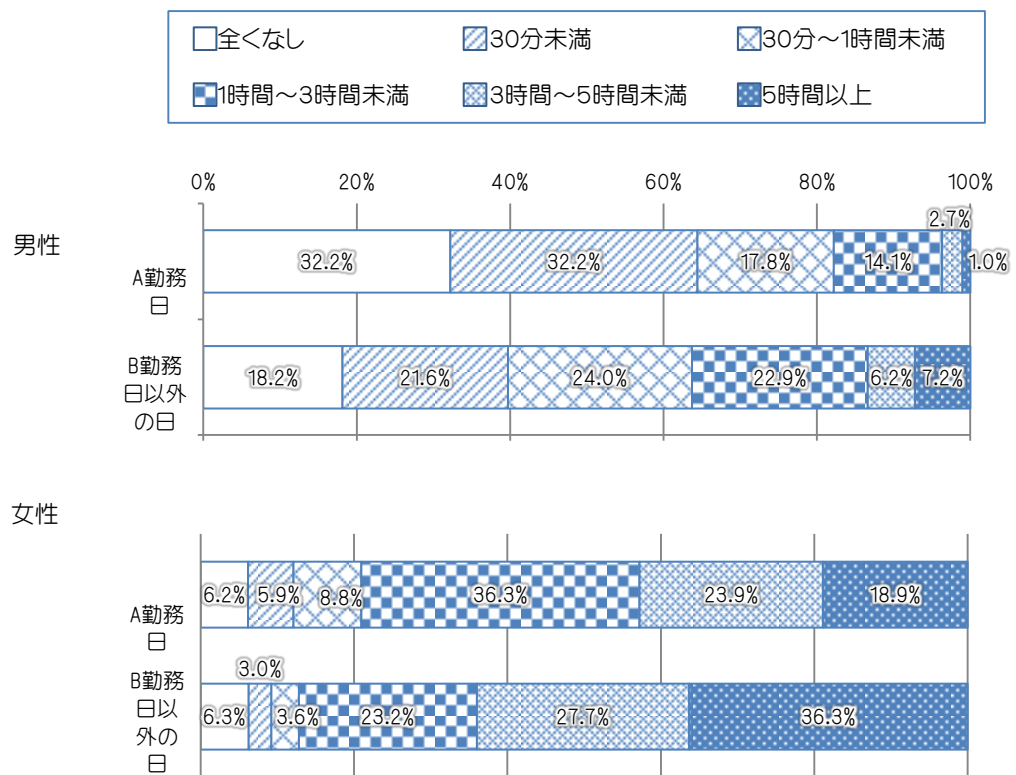
出典：郡上市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年9月実施)」

【家事・育児・介護にたずさわる時間】

現在、職業に就いている方の家事・育児・介護にたずさわる時間について、勤務日は、男性は「全くなし」、「30分未満」を合わせて64.4%、女性は「1時間～3時間」が36.3%、「3時間～5時間」が23.9%と高くなっています。

また、勤務日以外の日をみると、男性は1時間未満が63.8%、女性は3時間以上が64.0%と高くなっており、女性に大きな負担がかかっていることがわかります。男性の家事・育児・介護等への参画を促進する必要があります。

【図表-7】家事・育児・介護にたずさわる時間



出典：郡上市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年9月実施)」

【女性が職業を持つことに対する意識】

女性が職業を持つことについて「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人が、最も多くなっていますが、平成20年（2008年）の意識調査と比較すると58.1%から45.0%と13.1ポイント低くなっています。一方「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」と回答した人は、19.7%から34.6%と14.9ポイント増加しており、女性が職業を持つことに対する意識が上昇していることがわかります。今後も、男女がともに責任を分かち合い、仕事と生活の調和をとりながら、子どもができて働き続けたいと思う女性が働ける環境づくりが大切です。

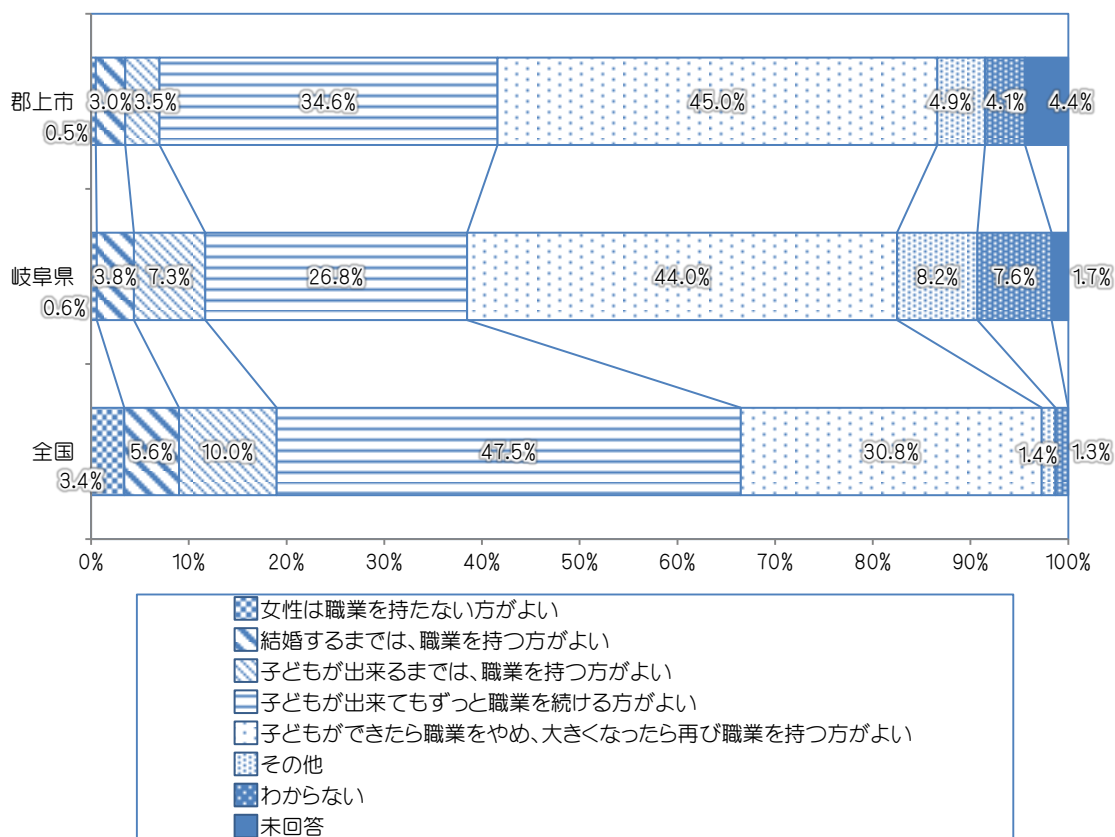
※「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」

（全国47.5%、岐阜県26.8%、郡上市34.6%）

※「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」

（全国30.8%、岐阜県44.0%、郡上市45.0%）

【図表-8】女性が職業を持つことに対する考え



出典：郡上市「男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年9月実施）」
 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成24年10月調査）」
 岐阜県男女参画青少年課「男女共同参画に関する県民意識調査（平成24年調査）」

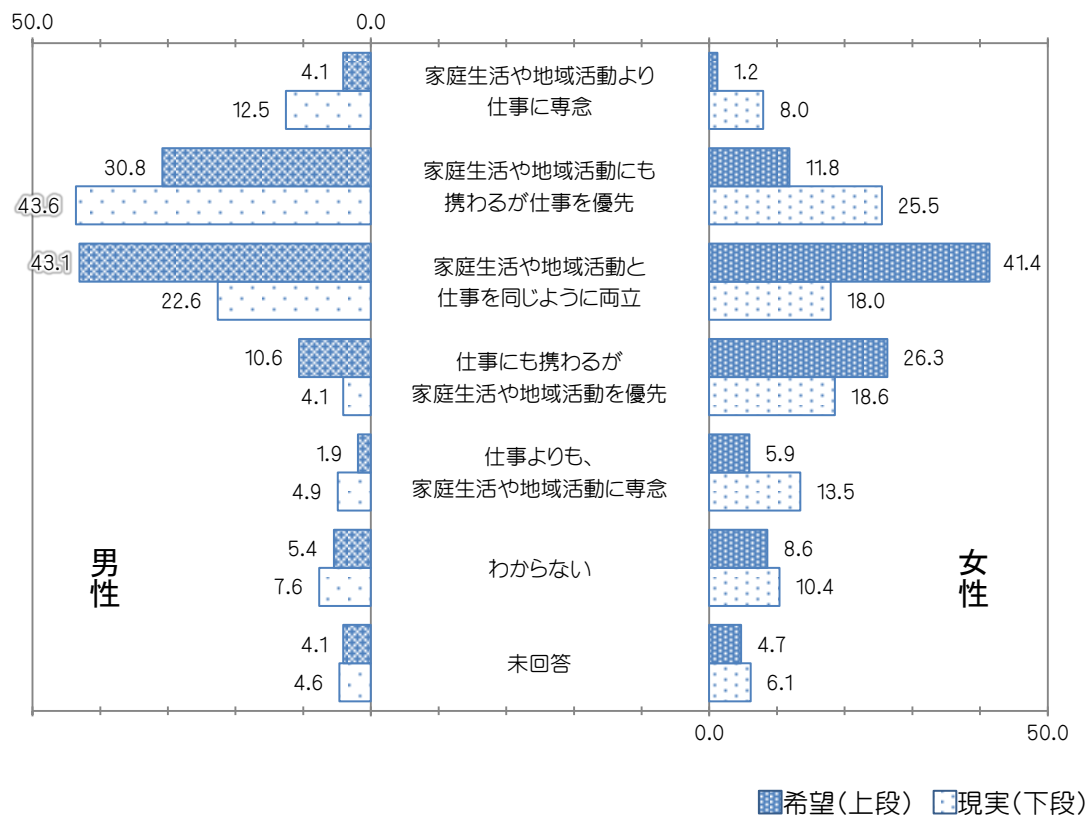
【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の希望のかたちと現状】

仕事と生活の調和については、男女ともに「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立」を希望する回答が多いが、現状は仕事に専念したり、仕事を優先する人が多く、仕事と生活をバランスよく実現するのは、まだまだ難しい状況にあると考えられます。

また、「仕事にも携わるが家庭生活や地域活動を優先」を希望する回答は女性が26.3%に対し、男性は10.6%、逆に「家庭生活や地域活動にも携わるが仕事を優先」を希望する回答は女性が11.8%に対し、男性は30.8%と男女の意識に差があることがうかがえます。

今後さらに、地域の人口が減り、少子高齢化が進む状況の中、家庭生活や地域活動に参画できるような機運を高め、働き方を見直すことが必要と考えられます。

【図表-9】生活の優先度に対する希望と現状



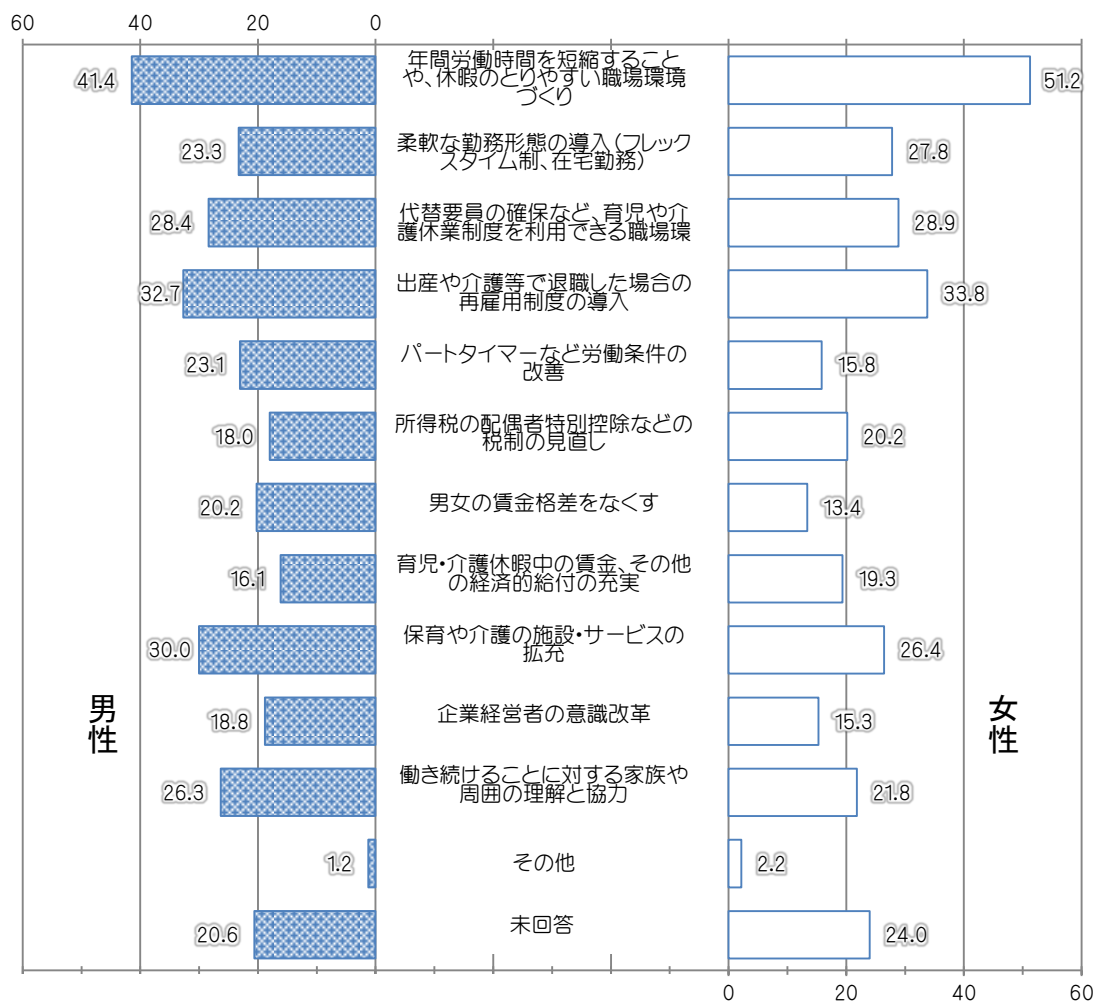
出典：郡上市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年9月実施)」

【仕事と家庭の両立するための条件】

仕事と家庭を両立するためには、「年間労働時間を短縮することや、休暇のとりやすい職場環境づくり」を男女ともに最も多く回答しています。

その他、柔軟な勤務形態の導入や代替要員の確保、再雇用制度の導入、保育や介護の施設・サービスの拡充なども必要な条件と考えており、多様な働き方が選択できる環境整備や支援の充実を図ることが必要です。

【図表-10】仕事と家庭の両立するための条件



出典：郡上市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年9月実施)」

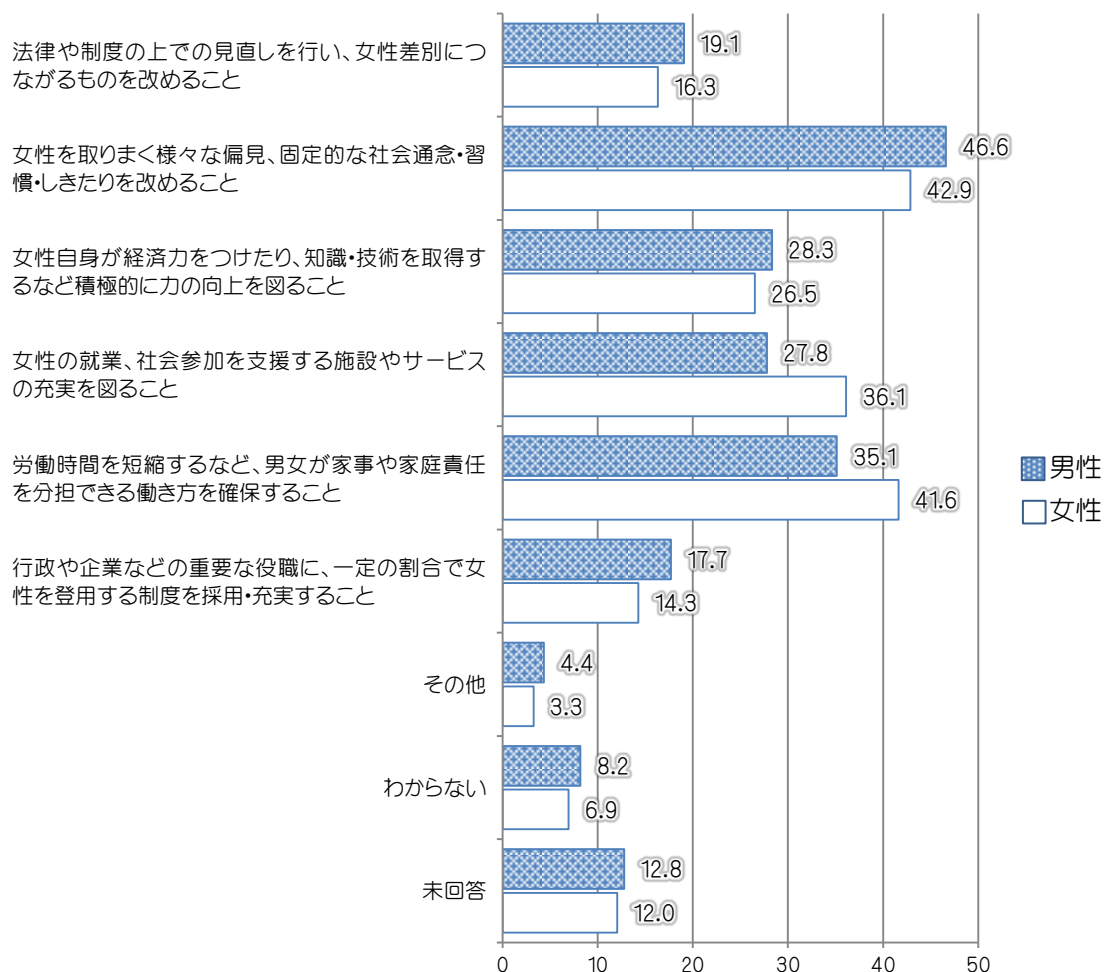
【男女平等に向けて今後重要なこと】

男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるためには、男女とも「女性を取りまく様々な偏見、固定的な社会通念・習慣・しきたりを改めること」が、一番重要と考えていますが、女性は「労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方を確保すること」も同じくらい重要であると考えています。

男女間や世代間に見られる性別による固定的な役割分担意識の解消を図るため、広報・啓発などを通して男女共同参画に関する理解を深め、固定的な役割分担にとらわれず、様々な活動に参画できる条件を整備することが必要です。

そのため、社会制度や慣行の見直しを広く呼びかけるとともに、これまで女性の役割と位置づけられていた活動への男性の参画を促すことやライフスタイルに応じた多様な働き方について普及を進めることが大切です。

【図表-11】男女平等に向けて今後重要なこと

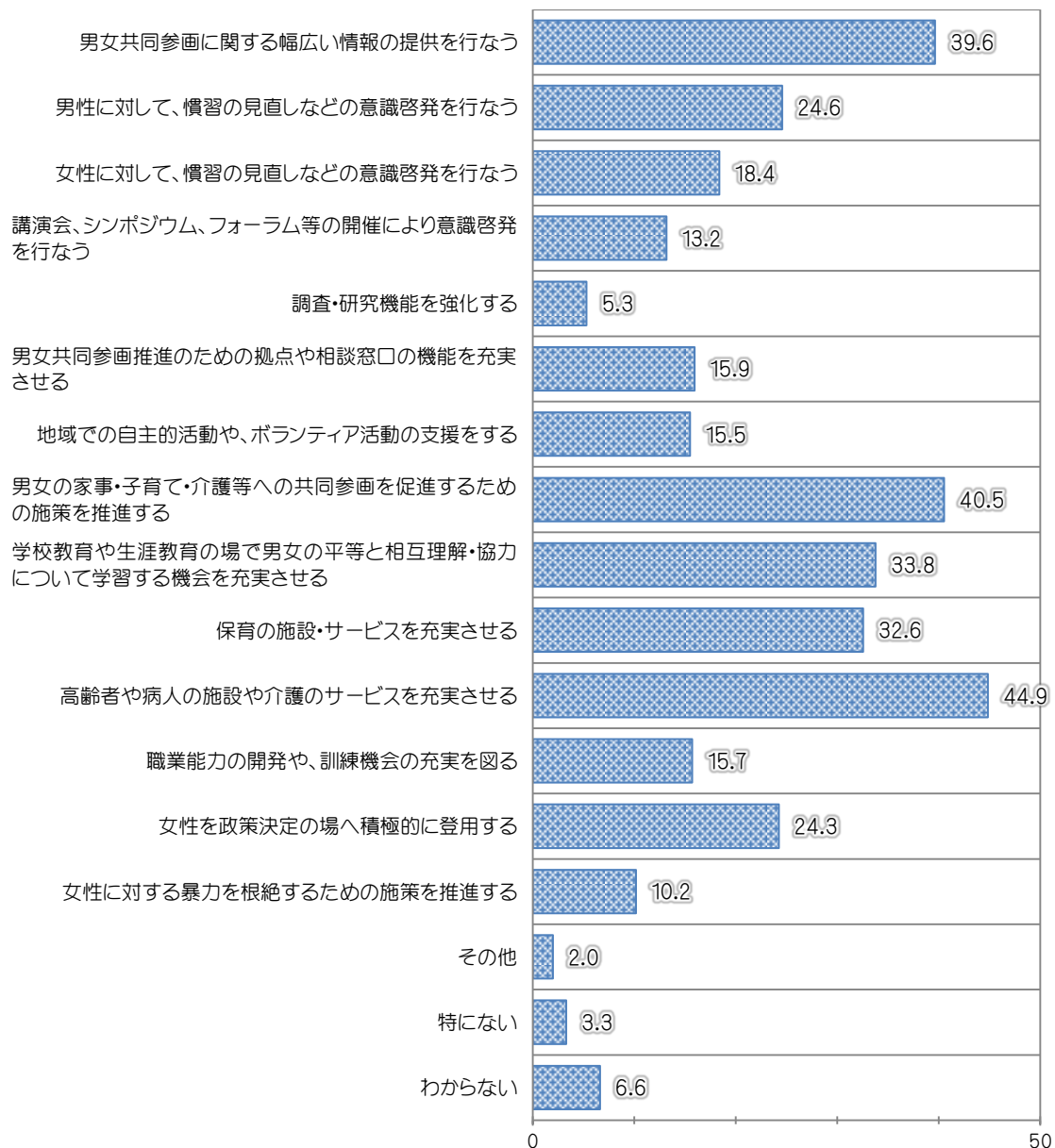


出典：郡上市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年9月実施)」

【市がすべきこと】

「男女共同参画社会」を形成していくために、今後、市が力をいれていくべきこととして、「高齢者や病人の施設や介護のサービスの充実」という回答が一番多くなっています。高齢者等の生活支援を充実させるとともに、家事・子育て・介護等への共同参画を促進するための施策の推進や男女共同参画に関する幅広い情報の提供を積極的に展開することが必要です。

【図表-12】男女共同参画社会づくりのために、市が力をいれていくべきこと



出典：郡上市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年9月実施)」

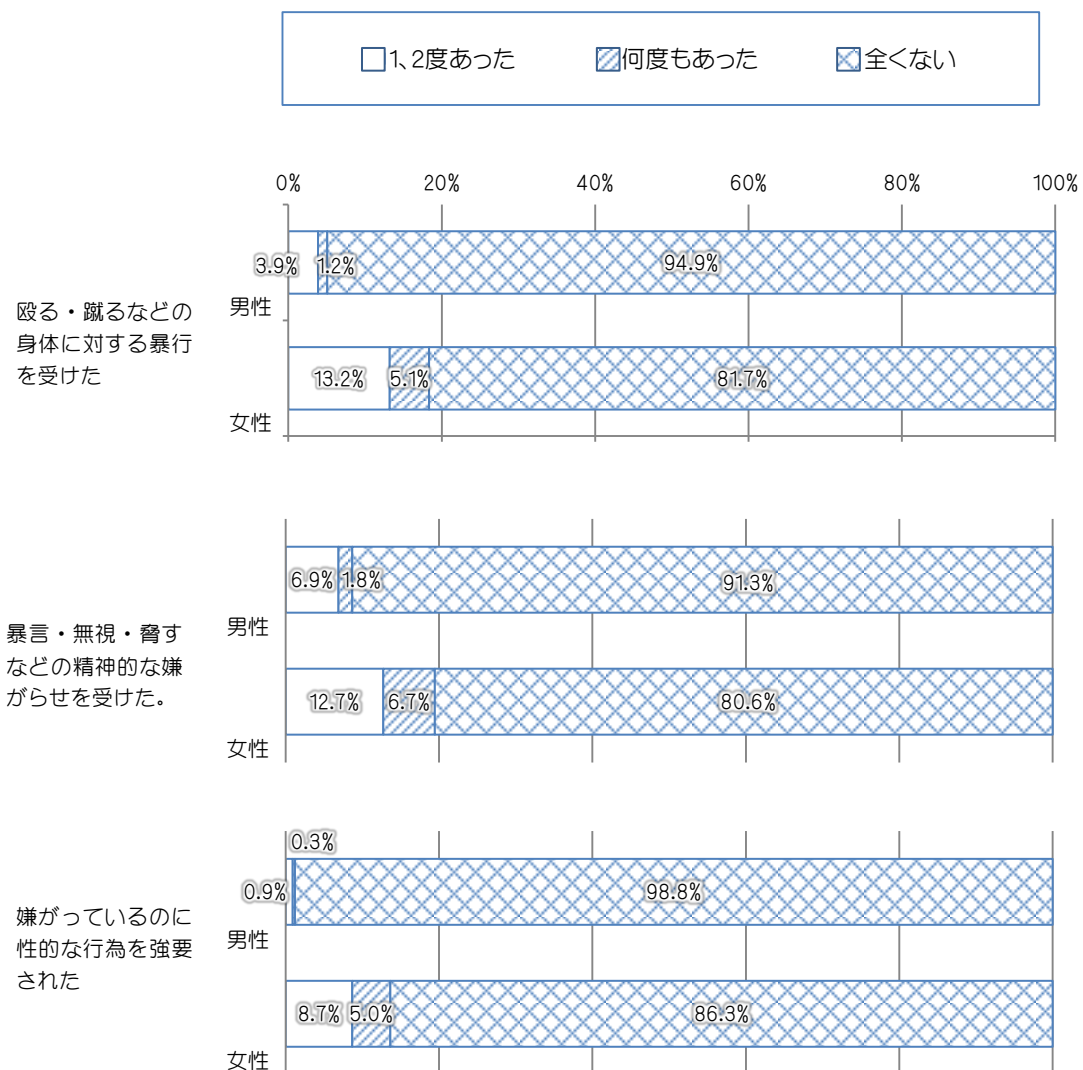
【配偶者等からの暴力】

配偶者等からDVを受けた経験を尋ねたところ、男性は身体的暴力5.1%、精神的暴力8.7%、性的暴力1.2%、女性は身体的暴力18.3%、精神的暴力19.4%、性的暴力13.7%となっています。いずれの行為も、女性が被害を受ける割合が高く、約2割が暴力を受けたと答えています。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、周囲も気づかぬうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。

いかなる暴力も決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている現在の社会構造の実態をみる時、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。

【図表-13】いずれかの暴力を受けた経験



出典：郡上市「男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年9月実施)」



第3章 プランの基本的な考え方

【めざす姿】

「女(ひと)と男(ひと)がともにいきいきと暮らせる社会」

プランのめざす姿は、男女が互いに認め合いながら、それぞれの個性と能力を十二分に発揮することができ、家庭、職場や学校及び地域において、いきいきと暮らすことのできる社会像です。

1. プランの基本理念

プランの基本的な考え方を示すもので、郡上市に関わるすべての人が共有する指針となるものです。

「男女共同参画社会基本法」及び「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の基本的な考え方に基づき、「女(ひと)と男(ひと)がともにいきいきと暮らせる社会」を郡上市がめざすべき男女共同参画社会像として、第2次参画プランの基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念】

「分かち合う・認め合う・助け合う」

I. 分かち合う … だれもが役割を果たせる家庭づくり

○家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育てや介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動が行えるようにすること。

II. 認め合う … だれもが一人ひとりを大切にできる職場・学校づくり

○男女の人権が等しく尊重されること。
○政策や方針の立案を決定する過程に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

III. 助け合う … だれもが活躍できる地域づくり

○社会で活躍する上で、性別による固定的な役割分担意識から生まれる制度や慣例によって、自由な選択を妨げられないようにすること。

2. プランの体系

第1次参画プランでは、めざす姿「女（ひと）と男（ひと）がともにいきいきと暮らせる社会」の下、施策の方向として、「①意識づくり」、「②働きやすい社会の実現」、「③健康でいきいきと暮らせる社会の実現」、「④まちづくり活動の推進」という4つの柱を立て、これまで取り組んできました。

今回の第2次参画プランでは、めざす姿はそのままに、政策の柱を「①男女共同参画意識の醸成」、「②男女共同参画のあらゆる取り組み」として、国基本計画や県計画との整合を図りながら、市の各種計画と連携して、他計画と重複する施策を調整するとともに、分かりやすく、かつ重点的な取り組みに焦点を絞ったプランとしました。

このほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）において、「市町村は、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされていることから、この法律に基づく「郡上市DV防止基本計画」として位置付け、政策の柱として「③配偶者等からの暴力根絶」を盛り込みました。

【政策の柱】

- I 男女共同参画意識の醸成
- II 男女共同参画のあらゆる取り組み
- III 配偶者等からの暴力根絶【郡上市DV防止基本計画】

3. 施策の方向と取り組み

I 男女共同参画意識の醸成

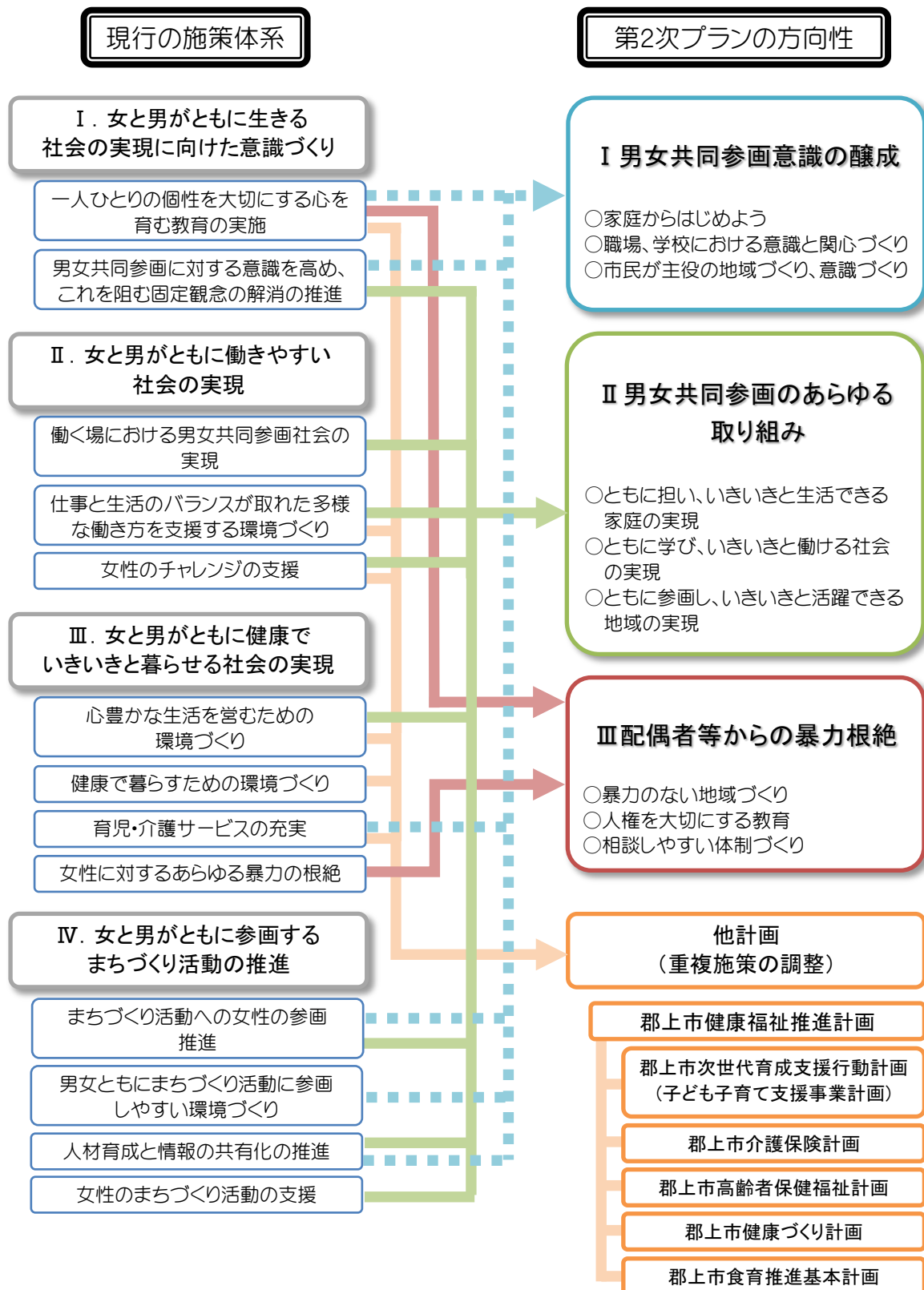
- 1. 家庭からはじめよう
- 2. 職場、学校における意識と関心づくり
- 3. 市民が主役の地域づくり、意識づくり

II 男女共同参画のあらゆる取り組み

- 1. とともに担い、いきいきと生活できる家庭の実現
- 2. とともに学び、いきいきと働ける社会の実現
- 3. とともに参画し、いきいきと活躍できる地域の実現

III 配偶者等からの暴力根絶【郡上市DV防止基本計画】

- 1. 暴力のない地域づくり
- 2. 人権を大切にする教育
- 3. 相談しやすい体制づくり





第4章 プランの内容

I. 男女共同参画意識の醸成

性別や世代にとらわれず、自分らしくいきいきと生活するためには、無意識のうちに身につけてしまった性別による役割分担意識に気付き、市民のみなさん一人ひとりが人権や平等について学び、お互いを尊重し、分かち合い、認め合い、助け合うことが求められています。

また、少子高齢化や人口減少が進み、これまで以上に仕事と子育て・介護・地域活動などをはじめとした仕事以外の役割の両方を担う必要がでてきます。社会が大きく変化し、家族形態やライフスタイルが多様化する今こそ、男女共同参画のさらなる意識づくりが必要と考えます。

I 男女共同参画意識の醸成

1. 家庭からはじめよう
2. 職場、学校における意識と関心づくり
3. 市民が主役の地域づくり、意識づくり



1. 家庭からはじめよう

多くの分野では男女共同参画の意識が広まりつつありますが、家庭生活では、家事の多くを女性が担っている現状があり、「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」という固定的な性別役割分担意識が依然として残っています。ところが、「郡上市の男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の中では「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」という回答が76.7%と、意識は高い状況にあります。

郡上市では、三世帯同居の家族も多くみられ、世代間が協力しあえる条件の良さもありますが、年齢の高い世代に「性別役割分担意識」が強い傾向が見受けられ、若い世代と親世代の意識の違いから、男女の中立に機能しないこともあります。

こうした固定的な考えを解消し、家族がお互いに協力しあうことによって、男女がともにいきいきと生活できる明るい家庭を築くことや、子どもの個性や能力を見つけて、伸ばし育てることが大切です。

市の取り組み

①男性の育児参加の推進

○広報を活用して、市内のイクメンを紹介する。

『秘書広報課・企画課』

②ワークライフバランスの理解促進

○講演会等、男女がともにワークライフバランスについて学ぶ機会を設ける。

『企画課』

わたしたちの取り組み

- ・自分の身の回りの物事を男女共同参画視点で考え、助け合いや分かち合いについて家庭で話し合ってみましょう。
- ・性別役割分担意識にこだわらず、家庭の中でも常に助け合いの言葉をかけ合いましょう。
～それやろか～
- ・家族みんなが認め合い、互いに感謝と労いの言葉をかけ合いましょう。
～ありがとう～ ～お疲れさま～

2. 職場、学校における意識と関心づくり

市民意識調査では、分野別の男女の地位の平等感について、市民が最も平等と感じているのは「学校教育の場」となっています。

しかし、保護者の持つ男女の固定的な価値観が子どもに影響すること考えられ、学校教育をはじめ、PTAなどでも保護者の学習の機会を設け、学校や家庭が一体となり、多様な生き方を尊重する教育の推進が求められます。

職場では、固定的な役割分担意識にとらわれずに、様々な活動が出来るように意識し、個人の能力を最大限に発揮して、男女がともに働きやすい職場環境を確保することが大切です。

郡上市でも少子高齢化が進み人口が減少していくと、これまで以上に仕事と仕事以外の役割（子育てや介護、地域活動）の両方を担う人が増えてきます。その中には、積極的に自身の職業能力の向上に価値を置く人、仕事と生活の調和を図る人、地域活動に積極的に参加する人など様々で、今までの働き方を見直す必要があり、多様な働き方への対応が求められます。

市の取り組み

①ワークライフバランスの推進

- 広報を活用して、ワークライフバランスの実現に向けて、積極的に取り組む企業を紹介する。
- 働きやすい職場づくりへの講演会等を開催する。

『商工課・秘書広報課・企画課』

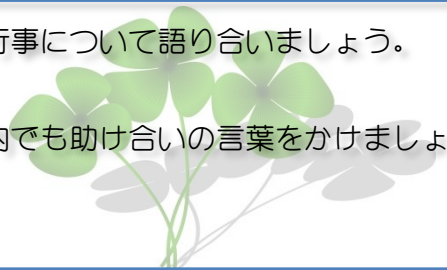
②学校での男女共同参画意識の推進

- 学校への出前講座の実施やチラシの配布により男女共同参画意識を啓発する。

『学校教育課・企画課』

わたしたちの取り組み

- ・男女ともに保護者同士で子どものことや学校行事について語り合しましょう。
- ・ワークライフバランスの実現を目指し、職場内でも助け合いの言葉をかけましょう。
～早う帰ろ～ ～手伝うわ～



3. 市民が主役の地域づくり、意識づくり

郡上市では、三世代同居の家族が多い状況ではありますが、核家族化も進み、地域社会における人間関係の希薄化や家族形態の変化が進みつつあります。その中で、地域力を高めていくためには、誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが大切です。

特に身近な地域づくりの意見決定を行う機会において、地域活動の場では、男女平等と思っている男性が40%に対し、女性は25%と回答しています。(8ページ【図表-6】参照) このことから、自らの力を発揮できるような女性の存在はいまだ十分なものとは考えにくく、地域の意思決定については、男性代表の役割であるという考えが、根強く残っています。

これからは、年齢や性別に関係なく地域のことを考え、意見を堂々と述べ、生活スタイルや価値観が多様化している現代だからこそ、社会が寛容になるとともに、地域に住む個人がそれぞれ責任を持って地域にかかわっていく意識づくりが必要です。

市の取り組み

①地域での男女共同参画意識の推進

- ともいきフェアを開催する。
- 広報を活用して、地域で活躍する女性を紹介する。

『企画課・秘書広報課』

②女性の地域づくりへの参加推進

- あらゆる行事に女性も参加しやすい環境を整える。(託児設置や女性が意識しやすいデザインによるチラシの作成)

『企画課』

わたしたちの取り組み

- ・皆で声掛け合って、ともいきフェアに参加しましょう。
- ・各家庭で地域の関わりやつながりについて話し合しましょう。
- ・女性の地域活動を男性は応援しましょう。
～行って来いよ～ ～子ども見とるで～

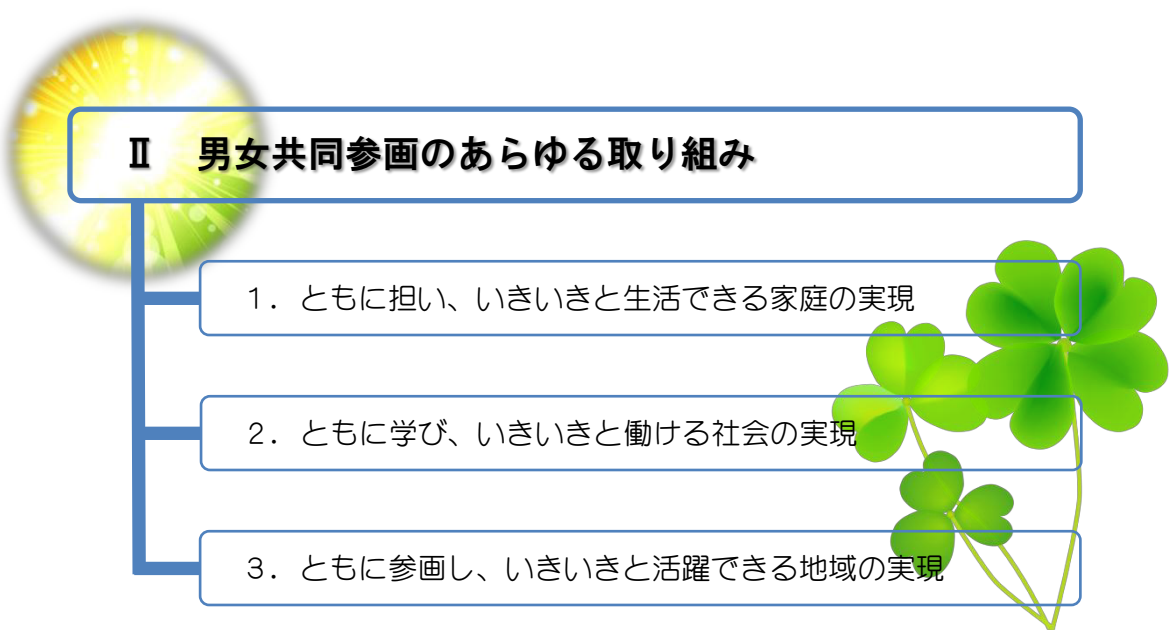


Ⅱ. 男女共同参画のあらゆる取り組み

男女が、その個性と能力を発揮し、いきいきと豊かに暮らしていくためには、職業生活と家庭生活、その他の活動へのバランスのよい積極的参加と両立が前提と考えられます。職業生活と家庭生活のバランスのとれた男女が働きやすい職場や家庭をつくるため、行政や企業及び地域において市民の多様なニーズに対応したきめ細やかな支援ができる仕組みづくりと利用促進などの具体的な取り組みが必要です。

特に男性にとって男女共同参画が自分自身に関わる重要な問題であるとの認識が深まること、さらには行政や企業など組織の指導的な立場にある男性への啓発等の取り組みが必要です。

また、次世代を担う子どもたちが、男女共同参画の理解を深め、将来に向けた自己形成ができるような環境を整える仕組みづくりや、多様な家庭環境の子ども達が安全・安心に暮らせる生活環境の整備に向けた取り組みを進める必要があります。



Ⅱ 男女共同参画のあらゆる取り組み

1. とともに担い、いきいきと生活できる家庭の実現
2. とともに学び、いきいきと働ける社会の実現
3. とともに参画し、いきいきと活躍できる地域の実現

1. とともに担い、いきいきと生活できる家庭の実現

市民意識調査では、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護も分かち合うのが良い」の回答が最も高く、家庭内での役割分担を充実させたい意識が表れています。

しかし、実際には男性が家事・育児・介護に携わる時間は少なく、女性に負担が偏っている状況です。（9ページ【図表-7】参照）

仕事と家庭が両立できる「働き方」を実現し、子育てや介護に関する環境を改善するとともに、男女がともに対等なパートナーとして互いに尊重し、協力し合う事が重要です。そのためには、性別役割分担意識の解消に向けて、双方に啓発や必要な能力を養う機会を提供するなど、家事・育児・介護への男女共同参画の促進が必要です。

市の取り組み

①家事・育児・介護講座の開催

○親子料理教室、イクメン講座、家族介護講座等を開催します。

『社会教育課』

②家族参加型のイベント行事の開催

○「親子であそぼう会」「戸外であそぼう会」「ともいきフェア」など、家族がふれあえるイベント等を開催します。

『社会教育課・企画課』

③支援の仕組みづくり

○母子家庭、父子家庭など、多様な家庭環境に対応した支援の仕組みをつくり、周知します。

『児童家庭課』

わたしたちの取り組み

- ・家族みんなでご飯を作り、一緒に食べる日を作りましょう。
- ・家族みんなで話し合い、地域の行事やイベントに参加しましょう。
- ・家族みんなで夢やしあわせについて語り合いましょう。
- ・家族みんなで役割を交換する日を作り、お互いの立場に立って分担を話し合いましょう。

2. とともに学び、いきいきと働ける社会の実現

第1次男女共同参画プランでは、市の審議会などへの女性委員の割合を、平成26年度35%を目標として設定し、達成に向けて取り組んだ結果、平成22年度で20.1%だった登用率が、平成26年度には35.5%にまで上昇し、目標値に達しました。

また、女性が仕事を持つことに対する意識が、郡上市は岐阜県全体の平均よりも高く、「子どもができてみずと仕事を続ける方が良い」と考えている人が多いです。しかし、働き続けるにあたっては、家族や周囲の理解や協力、職場の環境や体制づくりが必要です。

女性が男性とともに活躍することは、企業活動等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、魅力ある就業の機会の創出へとつながります。あらゆる取り組みによって、郡上市における女性就業率や指導的地位に占める女性の割合を高めることが大切です。

また、男女がともに地域社会に参加する機会を増やすため、地域の慣習の見直しや、仕事を持っていても地域活動や社会活動に参加しやすい環境を整えるとともに、活動における意思決定と労力の負担のバランスを考えることで、魅力ある活動に向けて働きかけていくこととします。

市の取り組み

①学ぶ機会の提供

- 子どもが、命や家族並びにきずなの大切さについて学ぶ機会を提供します。
『学校教育課』

②女性の積極的登用の推進

- 事業所等に対し、役員・管理職への女性の積極的登用を働きかけます。
『商工課』

③事業所への支援

- 従業員に対して、積極的に子育て支援や介護支援に取り組む事業所を支援します。
『商工課・財務課』

わたしたちの取り組み

- ・地域の企業が連携して子育てや介護支援に取り組みしましょう。
- ・自身のスキルアップ、キャリアアップに取り組みしましょう。
- ・学校活動やPTA活動等をもっと知り、積極的に参加しましょう。
- ・男性の育児休暇取得を推進しましょう。
- ・仕事のスキルアップを図り、「早く家に帰ろう」を実現しましょう。

3. とともに参画し、いきいきと活躍できる地域の実現

郡上市では、平成26年度における市議会議員は18人中女性が1人、農業委員は28人中女性が3人、その他地区の役員など、男性が代表になることが多く、自治会長にあっては107人全員が男性という偏った現状です。

地域における女性の活躍は、多様な人財確保につながり、地域社会全体に活力をもたらすことから、郡上市の実情に応じた取り組みを進めることが必要です。

市民意識調査の結果において、企画や方針決定過程への女性参画が少ない理由として、「男性優位の組織運営」、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」、「女性の側の積極性が十分でない」という意見が多く挙がっています。

「市民が主人公のまちづくり」を行うためには、幅広い年齢層の男女がそれぞれの立場で関わっていくことが大切です。

市の取り組み

①学ぶ機会の提供

○地域のことを学び、考える機会を提供します。

『社会教育課』

②女性の積極的登用の推進

○自治会等各種団体に対して、女性の登用を働きかけます。

『総務課・企画課』

③地域リーダーの育成

○地域のボランティア活動等をリードする人材の育成を支援します。

『社会教育課』

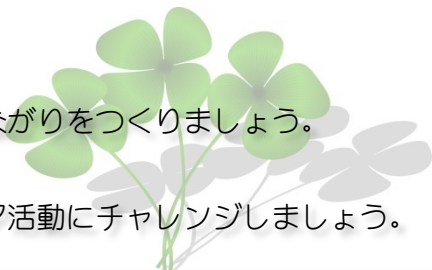
④防災活動の推進

○女性の視点をとり入れた自助、共助の取り組みを推進します。

『総務課』

わたしたちの取り組み

- ・自治会役員に女性を登用しましょう。
- ・嫁さん会議や婿さん会議を開催し、地域のつながりをつくりましょう。
- ・地域をよりよくするために身近なボランティア活動にチャレンジしましょう。



Ⅲ. 配偶者等からの暴力根絶【郡上市DV防止基本計画】

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVは、外部からその発見が困難な家庭において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者は罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

女性に対する暴力は、多くの人々に関わる社会問題であるとともに、性別役割分担や経済力の格差、上下関係など、長年にわたり男女における社会的・構造的問題として把握し、対処していく必要があります。また、近年では、交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）の被害も社会的に認知されるようになり、深刻な実態が明らかになってきています。

郡上市の平成25年度の配偶者等からの暴力が関係する女性相談者数は4件あり、そのうち3件が夫からの暴力、もう1件が恋人からの暴力相談であり、夫からの暴力の内1件は母子保護に至っています。平成26年度に実施した市民意識調査では6人に1人がDVの経験があると答えていますが、ほとんどがDV相談には繋がらない現状です。（15ページ【図表-13】参照）相談を受ける中で「自分が悪い、自分が我慢すればやっつけていける」という考えがあり、「いかなる暴力も許されるものではない」といったDVに対する認識が不足している傾向が見られます。

当事者はその行為がDVであるという意識が薄いため、教育や情報提供などにより意識の啓発に取り組む必要があります。あわせて、被害者の相談・支援体制の充実を図ります。

Ⅲ 配偶者等からの暴力根絶【郡上市DV防止基本計画】

1. 暴力のない地域づくり
2. 人権を大切にする教育
3. 相談しやすい体制づくり

1. 暴力のない地域づくり

平成26年度に行った市民意識調査では、女性の18.3%が「身体に対する暴力を受けた」、19.4%が「精神的な嫌がらせ、脅迫を受けた」、13.7%が「性的な行為を強要された」という結果が出ています。（15ページ【図表-13】参照）平成20年度に行った市民意識調査では10人に1人が配偶者等から暴力を受けたと回答していましたが、平成26年度には6人に1人が暴力を受けたと答えており、DV被害が増えている状況です。

DVは身近にある重大な人権侵害であり、いかなる暴力も許されるものではないとの共通認識を住民一人ひとりが持ち、男女ともに自己の尊厳を大切にしながら、互いを尊重することができる地域づくりを目指します。

市の取り組み

①DV防止に対する意識啓発の推進

○広報郡上、ケーブルテレビ、市のホームページなどを活用した啓発を進めます。また、毎年11月12日から25日に全国的に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に街頭啓発を実施しリーフレットやカードなどを配布し意識の向上を図ります。

『児童家庭課・秘書広報課』

②DVに対する正しい知識の普及

○DVに対する知識を普及するために、わかりやすいリーフレット等を作成し配布します。

『児童家庭課』

③デートDV防止のための予防啓発の推進

○若者にも受け入れられやすいようイラストなどを多用したリーフレット等を作成し、高校や成人式での配布を通して若者層に対するデートDV防止の啓発を進めます。

『児童家庭課・学校教育課』

④「毎月22日は仲良うせんかなデイ」
としてキャンペーンの展開

○夫婦(22)の日にちなんだ、ロゴマークやポスターまたメッセージなどを募集し、活動の活発化と同時にDV防止の啓発活動に活用します。

『児童家庭課・企画課』

わたしたちの取り組み

- ・DVのどんなことを知りたいのか聞きたい内容をリクエストしましょう。
- ・DVについて学ぶ機会を持ちましょう。また、積極的に参加しましょう。
- ・地域みなさんと、色々な機会にDV防止について話し合ってみましょう。

2. 人権を大切にする教育

お互いを尊重しあう人間関係を築く力は、人が成長する中で徐々に育まれてゆくものです。

市民意識調査の中で「DVやセクハラ、ストーカー行為が社会問題になっていますが、これらの行為をなくすためには、どうしたらよいと思いますか。」という問いに対して、男女とも「家庭や学校において、子どもたちに対して暴力をなくしていくための教育を充実させる」といった回答が一番多く、次いで「加害者への処罰を強化したり、更生のための教育を行うなどの対策を行う」といった結果となり、多くの市民が「教育」についての必要性を感じていることがわかりました。

保育園や幼稚園、学校などにおいて子どもの発達段階に応じ、命の大切さ、いじめや暴力を許さない「人権を尊重する」といった人権教育を推進することにより、暴力の減少にもつながって行くと考えます。そのためにすべての教育活動を通じた道德教育等の研修機会を増やしていきます。

市の取り組み

①学校における人権教育・男女平等教育の推進

○男女がお互いの人権を尊重する「人権教育」とDVの背景にある女性差別や性別役割分担の意識を是正する「男女平等教育」を子どもの発達段階に応じて進めます。

『学校教育課』

②家庭教育の推進

○学校教育だけではなく、子育て中の各家庭においても人権の尊重や男女平等の視点に立った教育が日常生活の中で行われるよう、保護者に対する教育啓発も推進していきます。

『社会教育課』

③学習機会の提供

○DV防止及び理解のため、地域で講座や講演会を開催するなど学習機会の提供を充実します。

『社会教育課』

わたしたちの取り組み

- ・家庭において親(夫婦)が仲良くする姿を子どもに見せましょう。
- ・地域で男女が協力して取り組んだ内容や情報を紹介しましょう。
- ・地域での女性の役割を増やし女性が活躍できる環境をつくりましょう。

3. 相談しやすい体制づくり

DVは被害者の生命や身体に危害が及んだり、心身に有害な影響が及ぶことがあるにもかかわらず、外部からはその発見が困難な個々の家庭内において行われるため、潜在化しやすく、社会的にも個人や家庭の問題として軽視される傾向にあります。

被害者本人がDVであると気づきにくかったり、DVを受けていると分かっているにもかかわらず相談しにくかったりすることから、通報による早期発見も大切であるといえます。周囲の人がDVに気づいた場合は、本人の意思を尊重したうえで「配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報するよう努めなければならない」と「DV防止法」に規定されていますが、周知が図られていないのが現状です。また、被害者自身も、繰り返し受ける暴力による不安や恐怖等、様々な理由から「自分にも悪いところがあるから」、「自分さえ我慢すれば」と周囲に助けを求められずに、一人で苦しんでいる状況もあります。

被害が深刻になる前に、被害者が身近な場所で安心して相談でき、かつ必要な情報や良質な相談を受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

市の取り組み

①相談窓口及び相談機関の情報提供

- 広報郡上をはじめケーブルテレビや市のホームページなどを活用し、相談窓口及び相談機関について情報提供を進めます。

『児童家庭課・秘書広報課』

②通報の意義と必要性の周知

- 市民や民生児童委員、福祉委員、母子成人保健推進員などの福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報の意義と必要性についての理解が進むよう周知を図ります。

『児童家庭課』

③安心して相談できる体制づくり

- DV被害者が潜在化しないように女性相談や法律相談など様々な相談窓口・機会を提供するとともに市内のどの振興事務所でも、被害者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

『児童家庭課・振興課』

④関係機関等との連携強化

- 市だけでなく、警察、学校、幼稚園、保育園、民生児童委員など家庭や地域に密着した機関との連携強化を図り、情報提供や被害情報の把握、相談支援への充実を図ります。

『児童家庭課』

⑤相談専用回線設置の調査研究

- より相談しやすい体制を構築するために、相談直通電話の設置について調査研究を進めます。

『財務課・情報課』

わたしたちの取り組み

- ・DVの相談を受けた時にはまず相談窓口の紹介をしましょう。
- ・あなたの周りでDVが疑われることがあった場合は、本人の意思を尊重したうえで警察、市役所等へ連絡してください。連絡者の匿名性は守られます。
- ・DV被害者が悪いから暴力を振るわれるのではありません。相談員は被害者を責めることはありませんので、安心して相談してみましょう。

相談窓口

配偶者からの暴力に悩んでいませんか？相談してみることで、解決方法が見つかるかもしれません。一人で悩まずご相談ください。

※緊急時は110番してください。

相談窓口	電話番号	相談時間
郡上市役所 児童家庭課	0575-67-1817 (内線 1132)	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)
岐阜県女性相談センター 配偶者暴力相談支援センター	058-274-7377	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00 (年末年始除く)
岐阜県警察ストーカー 相談 110 番	0120-794-310	月～金 8:30～17:00 (祝日除く)
郡上警察署 生活安全課	0575-67-0110	

“仲良く” をポイントに【毎月22日は仲良うせんかなデイ】キャンペーン



1. 目標数値

プラン推進のため、達成に向けて取り組む目標として数値等を設定するものです。

政策の柱 I 男女共同参画意識の醸成

項 目	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)
「男女の権利が等しく認められている」と感じている市民の割合※ ¹	31.8%	40.0%

※1 郡上市のまちづくりに関する市民アンケート結果による

政策の柱 II 男女共同参画のあらゆる取り組み

項 目	基準値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)
市の審議会等への女性委員登用率	35.5%	40.0%
「家事・育児・介護に1時間以上たずさわる」と回答する男性の割合※ ²	35.6%	50.0%
「家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立している」と回答する市民の割合※ ² (両立したいと回答した市民の割合 42.1%)	20.0%	30.0%

※2 郡上市の男女共同参画に関する市民意識調査結果による

政策の柱 III 配偶者等からの暴力根絶

項 目	基準値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)
「DV」の内容を理解している人の割合※ ³	—	80.0%

※3 今後の市民意識調査等により把握



第6章 男女共同参画を推進するための体制

1. 推進体制

本市における男女共同参画社会の形成を目指し、市、市民、学校、事業所、その他の団体が緊密に連携し、男女共同参画社会形成のための施策を一体的に推進します。そのための推進体制を次のとおりとします。

(1) 郡上市男女共同参画推進会議

- ・公募または推薦等により選ばれた16人以内の市民から構成され、委員については、市長が委嘱します。

【推進会議の役割】

- ①市民主体の男女共同参画推進のための取り組み
- ②郡上市男女共同参画プランの推進

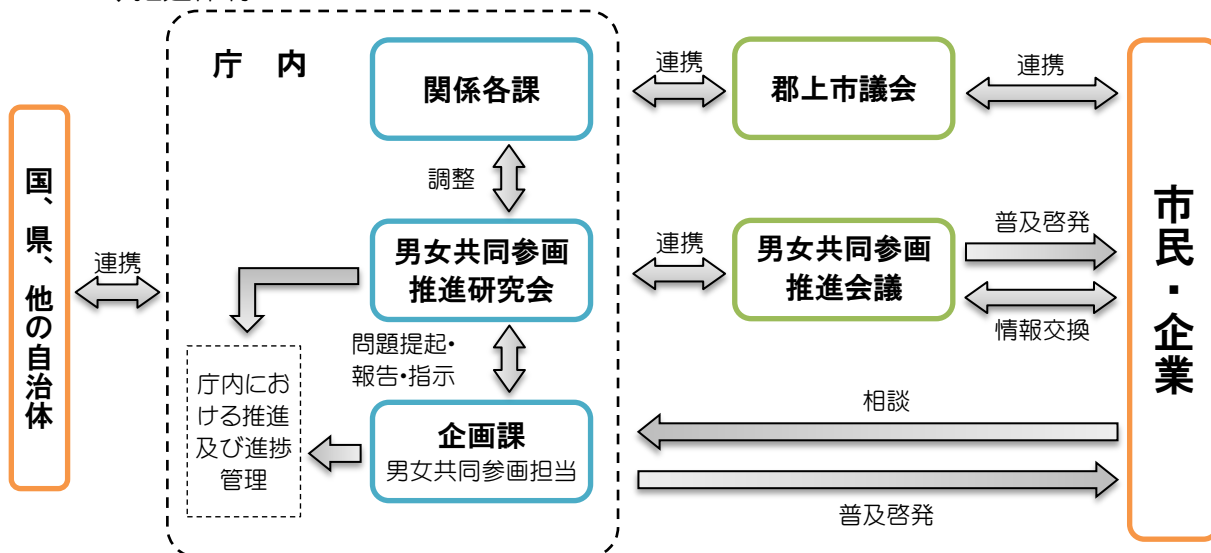
(2) 郡上市男女共同参画推進研究会

- ・人事課、児童家庭課、商工課、学校教育課、社会教育課、各振興事務所振興課を代表する職員から構成されます。

【研究会の役割】

- ①男女共同参画社会形成のための推進
- ②本市の男女共同参画推進の施策の研究
- ③郡上市男女共同参画プランに基づく事業の実施及び進捗管理

◆推進体制





郡上市男女共同参画プラン策定会議

第2次郡上市男女共同参画プランを策定するにあたり、郡上市男女共同参画プラン策定会議を設置しました。

この会議は、公募委員と郡上市男女共同参画推進会議委員、並びに職員から成る会議で、平成26年6月25日に市長から委嘱されました。構成員は下表のとおりで、会長には出崎善久氏、副会長には村瀬英里子氏が就任しました。

策定会議では、「意識の醸成」「あらゆる取り組み」「配偶者等からの暴力根絶」の3つの部会に分かれて担当し、検討された案は、平成27年2月に市長に対して報告されました。

(敬称略)

※「意識の醸成」部会

氏 名	所 属 等	
平井美津枝	郡上市交流・移住推進協議会	部会長
永井 伸幸	教育委員会事務局（学校教育課）	副部会長
村瀬英里子	ちょこっと	（副会長）
金子 真路	JA めぐみの郡上本部	
池戸佳代子	和良夢づくり塾	
奥田 圭子	教育委員会事務局（社会教育課）	
三島 吉一	大和振興事務所振興課	
蓑島 京子	白鳥振興事務所振興課	

※「あらゆる取り組み」部会

氏 名	所 属 等	
有井 弥生	関公共職業安定所岐阜八幡出張所	部会長
河合 保隆	市長公室人事課	副部会長
出崎 善久	郡上大和総合開発株式会社	（会長）
和田 明美	やがた農園	
三津橋和久	高鷲観光協会	
古川 広恵	未来プロジェクト	
田代 吉広	商工観光部商工課	
兼山美由紀	和良振興事務所振興課	

※「配偶者等からの暴力根絶」部会

氏 名	所 属 等	
日置香乃江	郡上市社会福祉協議会	部会長
志津野 寿	健康福祉部児童家庭課	副部会長
三浦 愛子	市民公募	
江守 唯	市民公募	
金子 徹	郡上八幡産業振興公社	
出口 和代	高鷲振興事務所振興課	
末松 義人	美並振興事務所振興課	
佐藤 慶彦	明宝振興事務所振興課	



郡上市男女共同参画プラン策定会議

実 施 日	内 容
平成 26 年 6 月 25 日	第 1 回男女共同参画プラン策定会議 ・委嘱書交付 ・会長、副会長の選出 ・第 2 次郡上市男女共同参画プラン策定計画説明
8 月 5 日	第 2 回男女共同参画プラン策定会議 ・第一次郡上市男女共同参画プランの実施状況について ・プラン内容の検討について(重要度と取り組みやすさの二軸表)
9 月 2 日	第 3 回男女共同参画プラン策定会議 講演:岐阜県男女共同参画計画(第 3 次)及び女性の活躍について 講師:岐阜県子ども・女性政策課 課長補佐兼男女共同参画係長 有田誠二氏 ・「実績調書」について ・「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施について
9 月 9 日～ 9 月 30 日	男女共同参画に関する市民意識調査 ・対象:20 歳以上の市民 男女各 1,000 人
10 月 3 日	第 4 回男女共同参画プラン策定会議 ・専門部会の決定について ・部会長、副部会長の選出 ・ワークショップ
11 月 5 日	第 5 回男女共同参画プラン策定会議 ・ワークショップ
11 月 14 日	部会長打合せ会
12 月 1 日	第 6 回男女共同参画プラン策定会議 ・部会長打合せによる報告 ・ワークショップ
12 月 25 日	部会長打合せ会
平成 27 年 1 月 7 日	部会長打合せ会
1 月 19 日	第 7 回男女共同参画プラン策定会議 ・部会長打合せによる報告 ・ワークショップ
2 月 16 日	第 8 回男女共同参画プラン策定会議 ・第 2 次郡上市男女共同参画プラン(案)について
2 月 17 日	策定会議会長から市長への経過報告
2 月 20 日 ～3 月 16 日	パブリック・コメントの実施
2 月 26 日	市議会総務常任委員会への経過説明
3 月 20 日	市議会全員協議会への経過説明
3 月 23 日	第 9 回男女共同参画プラン策定会議



第2次郡上市 男女共同参画プラン

発行 平成27年3月

発行元 郡上市役所 市長公室 企画課

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

TEL: (0575) 67-1121 (代表)

Mail: kikaku@city.gujo.gifu.jp

